

令和6年10月15日

令和6年度修了考査の実施に伴う感染症等への対策について

日本公認会計士協会
修了考査運営委員会

修了考査運営委員会では、以下の対応を行い、修了考査を実施しますので、ご協力をお願いします。

1. 体調不良者の取扱い

- (1) 前日までに以下に該当する方は、**ほかの受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただくようお願いいたします。**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症のうち、空気感染又は飛沫感染により感染するもの（以下

「感染症」という。）に罹患し、治癒していない方

感染症等の感染が疑われる症状がある方

- (2) 試験中に上記の症状が生じた場合には、必ずその旨を試験監督者へお申し出ください。**症状により、別室での受験又は試験を中止しご帰宅していただくようお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**また、咳がひどい等、体調不良に対し、周囲の受験者からクレームがあった場合も上記同様の指示をする場合があります。
- (3) 体調不良と思われる方には、必要に応じて試験監督者が体温測定等を要請する場合がありますので、その際にご対応いただくようお願いいたします。
- (4) 上記に該当するなどして**受験できなかった場合でも受験手数料の返還及び追試験等の特別措置は予定しておりません。**

2. 試験会場内における感染防止対策

- (1) 試験当日の**マスク着用は個人の判断によること**とします。ただし、咳等の症状がある場合、マスクの着用をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (2) 試験前後においてもロビーや休憩スペースに密集したり、大声で会話したりしないように注意してください。また、会場内外を問わず、昼食時や試験終了後に集まって会話することも控えてください。
- (3) 試験終了後の退室時は、受験者が密集しないように時間の間隔を空ける等の配慮を行う場合がありますので、試験監督者の指示に従ってください。退室までに通常より時間がかかる可能性があることにご留意ください。

3. その他

今後、感染症を巡る状況が大きく変化し、実施方針等に変更が生じた場合には、修了考査ウェブサイトへの掲載及び修了考査メール配信システムを通じてお知らせいたします。

以 上